参考４

千葉県こども・若者みらいプラン推進会議こどもの貧困対策専門部会
設　置　要　綱

（趣旨）

第１条　「千葉県こども・若者みらいプラン推進会議設置要綱」第６条に基づき、「千葉県こども・若者みらいプラン推進会議」に、こどもの貧困対策の推進及び進捗管理に関すること等を協議するための専門部会として、「こどもの貧困対策専門部会」（以下「専門部会」という。）を設置する。

（対象事項）

第２条　専門部会は、次の事項を対象とする。

（１）千葉県こども・若者みらいプランのうち、こどもの貧困対策の推進及び進捗管理に関すること。

（２）その他こどもの貧困対策の推進に関し必要な事項に関すること。

（構成員）

第３条　専門部会は、こども・若者、学識経験者、現場の実践者、行政関係者等から、健康福祉部長が依頼した合計１０名以内をもって構成する。

２　専門部会に、特別な事項を協議させる必要があるときは、臨時構成員若干名を置くことができる。

３　臨時構成員は当該特別の事項に関する協議が終了したとき、解任されるものとする。

４　構成員に事故があるときは、当該構成員が所属する団体の他の者に代理させることができる。

（組織）

第４条　専門部会には、部会長及び副部会長各１名を置く。

２　部会長及び副部会長は、構成員の互選により定める。

３　副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故あるときはその職務を代理する。

４　部会長及び副部会長に事故あるときは、部会長があらかじめ指名した者がその職務を代理する。

（会議）

第５条　専門部会は、県が招集し、部会長が議長となる。

２　県が必要と認めたときは、関係者に出席を求め、意見及び説明を聴くことができる。

３　専門部会に欠席する構成員は、当該会議に付議される事項につき、書面により意見を提出することができる。

（庶務）

第６条　専門部会の庶務は、千葉県健康福祉部健康福祉指導課において処理する。

（その他）

第７条　この要綱に定めるもののほか、専門部会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

２　専門部会は、地方自治法第１３８条の４第３項に基づき、法律または条例により設置された附属機関ではない。

附　則

１　この要綱は、令和８年３月２日から施行する。